

法学部

I	教育水準	教育 5-2
II	質の向上度	教育 5-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、平成 19 年 10 月に国際公共政策学科を新設し、専任教員数は 32 名に増強された。平成 19 年度に法学部法学科に在籍する学生は 783 名であり、専任教員一名当たりの学生数は 24.5 名であるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、法学部教育の改善に関しては教務委員会が中心的な役割を果たしており、毎月定例の会合を開いている。平成 19 年度からは、アンケートを実施して定量的データを収集し、その結果を教育に反映する仕組みを導入している。このほか、教育内容や教育方法の改善のために、カリキュラム検討ワーキングおよび FD 委員会が設けられ、教務委員会と緊密に連携しながら、カリキュラム改革の提言等を行うなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、専門教育科目としての法学・政治学の諸科目を系統立

って幅広く学べるよう配慮したカリキュラムになっており、学生が基礎から応用へと順に学んでいけるよう学年配当が配慮されるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、多様な学生の受入れの要請に基づき、3年次編入試験、私費外国人留学生特別選抜の制度を設けている。アドバンスト科目である特別講義において、社会や学問の最先端の状況を学ぶ科目を用意している。留学については、「国際交流室」を設けるなどして、留学生の派遣・受入れに努めているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、専門科目における入門科目、コア科目、アドバンスト科目のそれぞれの科目群において、講義科目と演習科目をバランスよく配置するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、学生の自学自習のための施設として、法学部ローライブラリがあり、4名の専任職員が配置されている。主体的な学習を促すために、入学時と3年次生に教務委員が履修のガイダンスを行うほか、各教員がオフィスアワーを実施し、法学部学生相談室、1、2年次のクラス担任、演習担当教員などによる相談も行われている。大学院生のティーチング・アシスタント（TA）も平成18年度は18人を数え、学生に対してアドバイスを行うなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、法学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、平成 19 年度の卒業者のうち、70 名が進学し、そのほとんどが法科大学院へ進学している。15 名は公務員試験に合格して官公庁に就職するなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、学生アンケートの結果、「この授業を受講して知識や理解が深まったと感じますか」という設問に対する回答が、「強くそう思う」と「そう思う」をあわせて 75%に達するなど、肯定的評価が得られたなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 19 年度の卒業生は、総数 201 名中、

79名（約4割）が就職し、70名が進学した。進学者のうち、61名は法科大学院に進学している。法曹となるために専門職大学院に進学する者が相当数を占めており、法学教育が実績を上げていると判断されるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「関係者からの評価」については、就職支援室が実施した卒業生に対するアンケートの結果や多くの会社・官公庁からインターンシップや就職ガイダンスの申出があることなどから、卒業生への社会的評価と期待が高いと判断されるなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が3件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。